

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第21条の規定に基づき公告する。

平成28年6月3日

大分県土地開発公社 理事長 直野 清光



第1 競争に付する事項

1	工 事 名	平成28年度広域ごみ処理施設用地造成工事	
2	工 事 場 所	宇佐市大字西大堀	
3	工 期	平成29年3月15日	
4	工 事 概 要	用地造成工事 整地工 17,500㎡ 法面工 2,928㎡ 造成排水工 932m 進入路工 663㎡	調整池工 3,400㎡ 起業地外造成工 2,200㎡ 仮設工 1式 準備工 1式
5	予 定 価 格	126,910,800円 (※予定価格×100/108= 117,510,000円)	

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の1から3のすべての競争参加資格を満たしている2者若しくは3者を構成員とする建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)に限り入札参加を認める。ただし、共同企業体の取扱については、「大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱(昭和53年4月18日大分県告示第398号)」によるものとし、共同企業体の配置予定技術者については、代表構成員から監理技術者を専任配置し、その他構成員からは主任技術者を専任配置するものとする。また、共同企業体の構成員が2者の場合の出資比率は30%以上、3者の場合の出資比率は20%以上とし、代表構成員は、構成員のうち出資比率が最大であること。なお、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として、本案件の入札に参加することが出来ないものとする。

1 企業

次の表において、(1)から(5)のすべての要件を満たしていること。

区 分	要 件	備 考
(1) 業 種	土木工事一式	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)
(2) 等 級	A等級に格付けされていること。	
(3) 許 可 区 分	特定建設業の許可を有すること。	
(4) 施 工 実 績	—	
(5) 総合評定値(P点)	—	

2 配置予定技術者

次の表において、代表構成員が(1)から(4)のすべての要件を満たす監理技術者を専任で配置できるとともに、その他構成員が(1)及び(4)を満たす主任技術者を専任で配置できること。

(1) 国家資格等	一級土木施工監理技士の資格を有すること。
(2) 監理技術者資格等	上記1の(1)の業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
(3) 施工経歴	—
(4) 雇用関係等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヶ月以上前に雇用された者であること。

3 本店所在地等

次の表において、すべての構成員が要件を満たしていること。

(1) 本店所在地	宇佐市内
(2) 総合評定値(P点)	—

* (1)本店＝建設業法に基づく主たる営業所

第3 入札手続等

1 担当部局	大分県土地開発公社 経営企画課
	住所: 大分市城崎町2-3-32
	電話: 097-536-1446

2 設計図書の閲覧

(1) 閲覧期間	自 平成28年6月3日 13時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
	至 平成28年6月22日 17時00分	
(2) 閲覧場所	大分県土地開発公社 2F	
(3) その他	設計図書を電子データとしてまとめておりますので、CDをコピーできるパソコン等を持参してください。	

3 公告等に対する質問

(1) 受付期間	自 平成28年6月3日 13時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
	至 平成28年6月16日 17時00分	
(2) 提出先	大分県土地開発公社 経営企画課	
(3) 方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ書面を持参し、提出すること。(任意様式) ※郵送又は電送によるものは受け付けない。	

4 上記3の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、閲覧に供する。)

(1) 質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)	
(2) 閲覧期間	自 (1)の回答をした日	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
	至 平成28年6月22日 17時00分	
(3) 閲覧場所	大分県土地開発公社 2F	

5 競争参加資格証明資料(以下「証明資料」という。)の提出

入札に参加する者は、証明資料を入札時に提出すること。なお、作成方法は第6による。

6 入札書の提出

(1) 日時	平成28年6月23日(金) 10:00
(2) 場所	大分県土地開発公社 1階 会議室
(3) 提出方法等	持参に限る。
(4) 開札	入札終了後即時

7 入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること)

入札時に提出すること。

8 落札者の決定

原則として、入札日と同日とする。

第4 入札金額内訳書の作成等

- 1 入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。(提出方法は、第3の7による。)
 なお、入札金額内訳書を提出しない者のした入札は、無効とする。
- 2 作成方法は次によること。(※(3)の審査基準に留意すること。)

(1)	閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位等並びに入札額の根拠とした単価及び金額を明記すること。
(2)	書面での提出とする。
(3)	<p>落札候補者の提出した入札金額内訳書が下記審査基準①又は②のいずれかに該当する場合は、当該者の入札を無効とする。</p> <p>審査基準①</p> <ul style="list-style-type: none"> a 入札金額内訳書の全部又は一部が未提出の場合 b 入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書の工事価格が一致しない場合 c 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計欄に記載された金額の合計額と入札金額内訳書の工事価格が一致しない場合 d 値引き、減額の項目が計上されている場合(スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く) e その他重大な不備がある場合 <p>審査基準②</p> <ul style="list-style-type: none"> a 「見積参考資料」に記載した費目、工種、施工名称、数量等と異なる場合

第5 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格

本案件は、下記表のうち、○印を付した制度を適用する。

区 分	適用	備 考
1	○	最低制限価格
2		<p>低入札価格調査基準価格(失格基準有り)</p> <p>本件入札において、最低価格入札者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、大分県低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を実施する。(最低価格入札者が、過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。)</p> <p>なお、低入札価格調査に先立ち、別記様式5に留意し、別記様式6「低入札価格調査の資料の作成について」により提出資料等を作成のうえ、提出すること。</p> <p>※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知の日から3日以内とする。</p> <p>ただし、期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断するものとする。</p>

第6 証明資料の作成等

競争参加資格を有することを証明するため、第2に留意のうえ、証明資料を次のとおり作成し、提出すること。（※提出方法は、第3の5による。）

なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「証明資料作成における注意事項」を参照すること。

1	表紙	別記様式1	—
2	配置予定技術者に対する要件等		
	(1) 保有する資格等	別記様式3	・免許等の写し ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し ・健康保険被保険者証の写し等
3	本店等所在地		
	(1) 建設業法に基づく本店等の所在地	—	・直近の総合評定値通知書の写し
4	建設業法に基づく経営事項審査		
	(1) 有効な経営事項審査等	別記様式2	・直近の総合評定値通知書の写し
5	建設工事共同企業体協定書の写し(共同企業体の場合)		

※1 添付資料については、上記のほか、競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

※2 提出様式(別記様式1、別記様式2、別記様式3)を提出しない場合(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む)には、競争参加資格がないものとして取扱い、入札を無効とする。

※3 提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。

※4 添付資料は、兼ねることができる。

※5 書面での提出とする。

※6 証明資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

※7 提出された証明資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。

※8 提出された証明資料等は、返却しない。

第7 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中ではないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
5	関連会社等の参加	本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。 なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 (1)親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 (2)親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 (3)協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。 ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。 また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。

第8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第9の3(3)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。 提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	1の書面を提出した者に対しては、認定委員会の議を経たうえで、書面により回答する。 なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。

第9 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	(1)入札保証金 免除 (2)契約保証金 納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
2	入札及び開札の立会い	入札参加者又はその代理人は入札及び開札に立ち会わなければならない。
3	事後審査及び落札者の決定方法	(1)開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。 (2)入札終了後、入札参加者から提出された証明資料を最低価格入札者について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。(なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続きを行う。) (3)(2)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。 (4)落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。 (5)(2)の審査により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。
4	入札の無効等	公告に示した競争参加資格のない者のした入札、証明資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 また、この入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合(談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合)は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 (1)落札予定金額(率)が入札結果と一致している場合。 (2)すべての入札参加者(特定建設工事共同企業体にあつてはその組合わせ)が入札結果と一致している場合。 (3)入札結果の落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は工事費内訳書に不自然な事実がある場合。 (4)その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合。
5	再苦情申立て	第8の2の通知を受理した者であつて、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
6	その他	(1)資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。 (2)契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む)。 イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (3)契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うものとする。 (4)契約担当者は、契約締結後において、契約者が(2)又は(3)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。 (5)最低価格入札者、落札候補者、落札者及び契約者(以下「落札者等」という。)は、入札後に(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 また、(2)、(3)及び(4)による入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。 (6)大分県契約事務規則第22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。 (7)落札者等には、共同企業体の各構成員も含まれる。

別添

証明資料作成における注意事項

項目	添付資料	内容
1 表紙	別記様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札無効として取り扱う。 必ず代表者(委任者)印を押印すること。
2 配置予定技術者に対する要件等		
(1) 保有する資格等	別記様式3	第2の2に掲げる要件を満たしていることが判断できるよう配置予定の技術者の資格等を別記様式3に記載すること。 また、記載した事項について、競争参加資格を満たしていることが確認できるよう免許等の写し、監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の写し及び健康保険被保険者証の写し等の資料を添付すること。 なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札無効として取り扱う。
(2) 複数の技術者を記載する場合		配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。 ただし、記載した技術者が公告第2の2に掲げる要件を満たしていない場合、若しくは、満たしていることが確認できない場合は、配置予定の技術者として認めないものとする。 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時(低入札価格調査を行う場合は落札決定の前)までに発注者に対し、その旨を記した書面(任意様式)を提出(開札後の書面提出は受け付けない。)すること。 なお、この場合の入札は無効扱いとする。 また、前記書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。
3 本店等所在地		
(1) 建設業法に基づく本店等の所在地		下記4の総合評定値通知書の写しにより、本店所在地を確認する。 なお、通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料(建設業法第11条の規定に基づく変更届出書写し等)を併せて提出すること。
4 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	別記様式2	開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を別記様式2に記載すること。 なお、原則として、総合評定値通知書の写しの添付は省略できる。 ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、「総合評定値通知書の写し」を提出すること。
5 建設工事共同企業体協定書の写し		

※本案件に係る競争参加資格の確認については、公告等で明示したものを除き、原則として、開札予定日を基準として判断する。

競争参加資格証明資料の提出について

大分県土地開発公社 理事長 直野 清光 殿

代表構成員

共同企業体

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

平成28年6月3日 付けで公告のあった、平成28年度広域ごみ処理施設用地造成工事に係る競争参加資格証明資料を下記のとおり提出します。

なお、公告に掲げる資格要件を満たすこと及び資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

証明事項等 (公告第2に係る競争参加資格)	提出様式名	添付資料
1 配置予定技術者に対する要件等		
代表構成員・その他構成員		
(1) 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 別記様式3	<input type="checkbox"/> ・免許等の写し <input type="checkbox"/> ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し <input type="checkbox"/> ・健康保険被保険者証の写し等
2 本店等所在地		
代表構成員・その他構成員		
(1) 建設業法に基づく本店等の所在地		<input type="checkbox"/> ・所在地変更、合併等に該当しないため添付省略 <input type="checkbox"/> ・直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> ・建設業法に基づく11条の変更届出書の写し <input type="checkbox"/> ・その他()
3 建設業法に基づく経営事項審査		
代表構成員・その他構成員		
(1) 有効な経営事項審査等	(別記様式2)	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しないため添付省略 <input type="checkbox"/> ・直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> ・その他()
4 建設工事共同企業体協定書の写し		<input type="checkbox"/>

※提出する様式名及び添付資料について、に \surd (又は \blacksquare)を記入すること。(「その他」の場合は、資料名称についても記入すること。)

なお、原則として、「総合評定値通知書の写し」の提出は省略できる。

ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、「総合評定値通知書の写し」を提出すること。

建設業法に基づく経営事項審査

会社名: _____

(1) 有効な経営事項審査等

直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日:(平成 年 月 日)

②審査基準日:(平成 年 月 日)

配置予定技術者に対する競争参加資格等

会社名: _____

(1) 配置予定技術者の資格等

第2の2に掲げる競争参加資格に留意のうえ、配置予定技術者の資格等について記載すること。

配置予定技術者の 氏名及び雇用年月日	主任(監理)技術者:			氏名	生年月日	年	月	日
				雇用年月日	年			月
法令による資格・免許	資格:	名称	取得年	登録番号				
	監理技術者資格者証:	取得年	登録番号					
	監理技術者講習:	講習終了年月日	年	月	日			

※配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。

入札に当たっての注意事項

- 1 各構成員の代表者がすべて入札に参加する場合を除き、委任状(別紙様式)を提出すること。
- 2 代理人が入札する場合は、入札書に共同企業体名、各構成員名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- 3 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
 - (3) 同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
 - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
 - (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
 - (7) 入札金額内訳書を提出しない(入札金額内訳書取扱要領第7に掲げる審査基準に該当する場合を含む)者
 - (8) 郵送による入札
 - (9) 関連会社が参加している者のした入札
なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 親会社と子会社の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
 - ③ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係
協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。

※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。
また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税 事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 入札金額内訳書の提出
 - (1) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
 - (2) 提出する入札金額内訳書は、書面に限る。他の形式による場合は、入札金額内訳書が提出されていないものとみなす。
 - (3) 入札金額内訳書の作成に当たっては、「公告第4 入札金額内訳書の作成等」、別添「入札金額内訳書の作成について」及び「入札金額内訳書取扱要領」に留意すること。

注 意 事 項

県では、低価格入札による工物品質の低下及び下請企業や労働者へのしわ寄せ等を防止する観点から、平成25年7月1日より最低制限価格、低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)及び低入札価格調査における失格基準(以下「失格基準」という。)の算定式等を下記のとおり見直しました。

なお、この見直しにより、最低制限価格、調査基準価格及び失格基準は2%程度引上げとなり、入札に当たっては、上記趣旨を踏まえ、適正な見積りを行い、適正な施工が確保できる価格により応札してください。

記

1. 最低制限価格・低入札価格調査基準価格の対象(改正後)

- | |
|--------------------------------|
| ○最低制限価格: 予定価格が3億円未満の場合に適用 |
| ○低入札価格調査基準価格: 予定価格が3億円以上の場合に適用 |

2. 最低制限価格及び調査基準価格算定式(改正後)

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(\text{直接工事費} \times 95\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 80\%) + (\text{一般管理費} \times 55\%)\} \times 1.08}{\text{設計額}}$$

3. 適用範囲

予定価格の7/10から9/10までの範囲

4. 失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 85\% + \text{その他経費} \times 65\%) \times 1.08$$

5. 施行期日

平成25年7月1日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用する。

※改正後の最低制限価格の取扱い及び低入札価格調査実施要領については、県庁ホームページからダウンロードできます。

入札金額内訳書の提出について【注意事項】

当該工事の入札には、入札金額内訳書（以下「内訳書」という）の提出が必要です。内訳書の提出にあたっては、以下の点に注意してください。

1 記載内容

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。

2 様式

指名通知の際に内訳書の様式を発注者が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記1に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

3 提出方法

入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。

4 審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

5 審査基準 内訳書が次の各号に該当する場合は、当該落札候補者の入札を無効として取り扱うものとする。

- (1) 内訳書の全部又は一部が未提出の場合
- (2) 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合
- (3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計と内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合
- (4) 値引き、減額の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く。）
- (5) 工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合
- (6) その他重大な不備がある場合

*内訳書の様式が必要な場合は ken-toti@oct-net.ne.jp 経営企画課 迫部 宛にその旨をメールでお知らせ頂ければ、様式を送付いたします。